

和 ト 協 発 第 1 号
令和 4 年 4 月 1 日

会 員 殿

公益社団法人和歌山県トラック協会
会 長 阪 本 享 三

令和 4 年春の全国交通安全運動の実施について

謹啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も下記のとおり、春の全国交通安全運動が実施されますことから、近畿運輸局和歌山運輸支局長より、別添実施計画に基づき、本運動を推進される旨の通達がございました。

つきましては、貴社（店）に於かれましては、常日頃から安全教育に取り組まれていることとは存じますが、この機会に、従業員各位へ安全教育の徹底を期されると共に、本運動期間中の 4 月 10 日「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、交通事故防止にご協力賜われますようお願い申し上げます。

記

運動期間 ① 2022 年 4 月 6 日（水）～ 4 月 15 日（金）までの 10 日間
② 交通事故死ゼロを目指す日： 4 月 10 日（日）

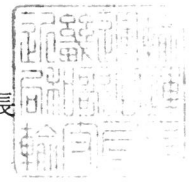
※ 別添の別紙 1、別紙 2 実施計画内（別紙 1～5）は省略しております。

和 運 総 第 3 2 号

令和 4 年 3 月 2 4 日

公益社団法人 和歌山県トラック協会 会長 殿

近畿運輸局和歌山運輸支局長



令和 4 年 春 の 全 国 交 通 安 全 運 動 の 実 施 に つ い て

標記について、別紙 1・2 のとおり実施計画を定め、本運動を推進することにしましたので、傘下会員（職員）に周知徹底されるとともに協力を依頼します。

また、本運動の推進にあたり、運動期間中の 4 月 1 0 日（日）が「交通事故死ゼロを目指す日」と決定されていることに留意するとともに、その趣旨・目的（国民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を抑止すること。）についても周知していただくようお願いします。

なお、自動車事故報告規則による報告義務のある事故が発生した場合は、速やかに当支局宛に報告するよう併せて周知をお願いします。

令和４年春の全国交通安全運動近畿運輸局実施計画

(別紙２)

近畿運輸局は、「令和４年春の全国交通安全運動推進要綱」(令和４年２月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)及び令和４年２月２４日国土交通省において作成された「令和４年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画」に基づき、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけ、４月６日(水)から同月１５日(金)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、「子供を始めとする歩行者の安全確保」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」及び「自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保」の全国重点及び「過労運転の防止と運転者の体調急変及び危険ドラッグ等の使用に伴う事故の防止」を重点と定め、下記の事項について積極的に取り組むとともに、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う国民の交通行動の変化等を注視しつつ、国民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、本運動期間中の４月１０日(日)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

１ 事業用自動車等の安全運行の確保

- (１) 平成２８年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年６月３日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項を着実に実施する。
- (２) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (３) 事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組を推進するよう指導する。
 - ① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認

すること。

- ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。
 - ③ 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。
 - ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。
 - ⑤ 運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
 - ⑥ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
 - ⑦ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
 - ⑧ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
 - ⑨ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。
 - ⑩ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。
 - ⑪ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を充分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
 - ⑫ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策を推進すること。
 - ⑬ タクシーにおいては、交差点内での出会い頭事故の発生が多いことを踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底すること。
 - ⑭ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。
- （４）重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした事業者等に対し重点的に監査を実施するとともに、遵守事項の違反があった場合には厳格な行政処分

を実施する等により、自動車運送事業者における法令遵守の徹底を図る。

- (5) 自動車運送事業の利用者の安全に関する意識の醸成・高揚を図る観点から、安全対策が確保された優良事業者の選定に資するよう、自動車運送事業者の安全に関する情報の積極的かつ分かりやすい提供に努める。
- (6) 自家用有償旅客運送についての安全の確保及び利用者の信頼確保に万全を期するため、自家用有償旅客運送者に対し、輸送の安全確保のための必要な運行管理体制や運転者の要件等について、あらゆる機会をとらえた周知に努める。

2 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発のため、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、また、あらゆる機会を活用して、自動車アセスメントによる車種別安全性能（衝突安全性能及び予防安全性能）の比較情報や衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の認定結果の提供等により、高齢者をはじめとするユーザーに対し、衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する自動車及び安全装置の普及促進を図るとともに、その正しい使い方の啓発を行う。
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車の排除と車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等との連携を図り効果が上がる取組がなされるよう、指導・啓発する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供について自動車製作者等を指導する。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
- ② 不正改造の禁止

- (3) 警察との密接な連携により、改造車が集結する場所等において街頭検査を効果的に実施し、無車検・無保険車両、整備不良車両（衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等）、及び不正改造車（違法マフラーの装着、不適切な着色フィルムの貼付や装飾板の装着、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し、過積載等を助長するさし枠の取付け、シートベルト警報装置を解除する用品の取付け等）の発見・排除に努める。

また、ホイール・ナット脱落等による車輪脱落事故や車両火災事故、車体腐食による操舵不能事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための確実な点検整備の励行について指導を行う。

- (4) リコールに関する一般ユーザーからの不具合情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発する。

- (1) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス等のバス（路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く）を運行する事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
 - ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
 - ⑤ タクシー・ハイヤー事業者は、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。
 - ⑥ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットへ備え付けるなどして、あらゆる機会を捉え、シートベルト着用について乗客への注意喚起を行うこと。
- (3) 自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。
- (4) 幼児等を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び製品の安全性に関する比較情報等について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4 鉄軌道の安全確保

鉄軌道の安全を確保するため、鉄軌道事業者に対し次の事項を中心に指導する。

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起

- ⑤ 視覚障害のある人への声かけ等の強化及び旅客による声かけを促進するための啓発活動の推進
- ⑥ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者(特に子供とその保護者及び高齢者)等に対する啓発活動の推進
- ⑦ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動(特に子供とその保護者)等の推進

5 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年4月10日(日)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (2) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。
 - ① 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
 - ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
 - ⑦ 不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
 - ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行

6 その他

査察・調査については、査察票(別紙1)及びワンマンバス添乗調査票(別紙2)により実施するものとする。

実施結果については、支局・兵庫陸運部は、査察票(別紙1)、ワンマンバス添乗調査票(別紙2)、実施結果報告(別紙3)及び街頭検査実施状況(別紙4)を、鉄軌道事業者は、実施結果報告(別紙5)を令和4年5月13日(金)までに総務部安全防災・危機管理課へ報告するものとする。